



# 宮 崎 県 公 報

平成21年6月25日(木曜日)第2094号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地  
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

告 示	頁
○有害興行の指定……………(こども家庭課) 1	○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見……………(商業支援課) 3
○道路の区域の変更(3件)……………(道路保全課) 1	○入札公告……………3
公 告	公安委員会規則
○電子申請ASPサービス提供業務に係る企画コンペの実施……………(情報政策課) 2	○警備業法第17条の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則……………10
○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………(税務課) 3	公安委員会告示
	○特別遊泳場の指定……………11

## 告 示

### 宮崎県告示第 493号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成21年6月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
21年-13	映画	痴漢電車 女が牝になる時	新日本映像	平成21年6月17日
21 -14	映画	新日本映像ニュース<痴漢電車 女が牝になる時>	新日本映像	
21 -15	映画	女殺油地獄	ジョリー・ロジャー	
21 -16	映画	誘惑教師@巨乳レッスン	オーピー映画	
21 -17	映画	淫乱 ひだのおく	新東宝映画	
21 -18	映画	喪服姉妹 熟女しびれ味	オーピー映画	
21 -19	映画	いくつになってもやりたい不倫	新東宝映画	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

平成21年6月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県告示第 494号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年6月25日から平成21年7月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)

国道	国道 3 27号	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字古ゾ ノ 838番1 地先から同 郡同村同大 字字方川 9 66番3地先 まで	旧	5.2 ~ 91.0	1184.8
				10.7 ~ 83.0	1052.2
			新	10.7 ~ 80.5	1052.2

宮崎県告示第 495号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 6 月25日から平成21年 7 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 6 月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
国道	国道 3 88号	東臼杵郡美 郷町西郷区 田代字柿木 原4503番1 地先から同 郡同町同区 田代字下モ サエ4529番 1 地先まで	旧	5.8 ~ 98.5	966.0	
			新	8.2 ~ 98.5	951.2	

宮崎県告示第 496号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 6 月25日から平成21年 7 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 6 月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高 千穂線	東臼杵郡諸 塚村大字家 代字城ノ下 3247番3地 先から同郡 同村同大字 字高椎3349 番3地先ま で	旧	4.0 ~ 38.8	493.1
				新	4.0 ~ 38.8	493.1
					8.7 ~ 65.8	428.0

公 告

電子申請 A S P サービス提供業務に係る企画コンペを次のとおり実施する。

平成21年 6 月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 企画コンペに付する事項

- (1) 業務件名 電子申請 A S P サービス提供業務
- (2) 業務の特質等 電子申請 A S P サービス提供業務要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 契約期間 平成21年12月 1 日から平成24年11月30日まで

2 契約に係る特約事項

- (1) この企画コンペに係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第 2 条第 1 項第 6 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 企画コンペに参加する者に必要な資格

- (1) 平成21年宮崎県告示第 234号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）のもの（以下「参加資格者」という。）であり、かつ、次のアからウまでの要件をすべて満たす者とする。

ア 営業に関し法令上必要とする許可又は登録を受けている者

イ この公告の日から企画コンペ終了の日までの間に宮崎県から指名停止の措置を受けていない者

ウ 過去 3 年以内に、上記 1 の(1)と同種のシステムに係る同規模以上の開発実績を有している者

- (2) 共同企業体（J V）は可とする。ただし、各構成員が参加資格者であって、(1)ア及びイに該当し、かつ、構成員のいずれかが(1)ウに該当する者であること。

なお、J Vの構成員として参加した者は単独で参加することはできない。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化推進担当
- (2) 期間 平成21年 6 月25日（木）から平成21年 8 月 7 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

5 企画コンペ説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化推進担当
- (2) 期間 平成21年 6 月25日（木）から平成21年 8 月 7 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 参加資格審査申請書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化推進担当
- (2) 提出期限 平成21年 7 月24日（金） 午後 5 時

(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。)

#### 7 参加資格の喪失

最優秀提案者の選定までに上記3の要件を満たさなくなった場合又は提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、参加資格を失うものとする。

#### 8 企画提案書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化推進担当
- (2) 提出期限 平成21年8月7日(金) 午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。)

#### 9 サービス提供予定事業者の選定方法

資格審査の上、企画提案書等の書類をもとに、別に設置する選定委員会を経てサービス提供予定事業者を選定するものとする。

#### 10 企画コンペに関する事務を担当する部局等

宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化推進担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7046

#### 11 企画コンペ及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 12 その他

- (1) この企画コンペによる調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会は、調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 企画提案書の作成、提出等にかかる費用は、企画コンペ参加者の負担とする。
- (4) その他この企画コンペに関する詳細は、企画コンペ説明書による。

#### 13 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required: Electronic application service offer duties
- (2) Deadline for the submission of proposals: 5:00p.m. 7 August 2009
- (3) Contact point for the notice: Prefectural Policy Department Information Administration Division Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 TachibanadoriHigashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL:0985-26-7046

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定により軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成21年6月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 名称及び代表者の氏名

児玉商事株式会社  
代表取締役 児玉龍之介

#### 2 主たる事務所の所在地

小林市大字細野1342番地1

#### 3 指定取消年月日

平成21年3月31日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により、三股町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書

面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年6月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A・コープ三股店  
北諸県郡三股町大字樺山4963番地1 外

#### 2 意見の概要

特になし

#### 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

##### (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

##### (2) 期間

平成21年6月25日から平成21年7月27日まで

#### 入札公告

宮崎県警察通信指令システム一式の賃貸借及び保守委託業務に係る総合評価一般競争入札を次のとおり実施する。

平成21年6月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 宮崎県警察通信指令システム(以下「システム」という。)一式の賃貸借及び保守委託業務
- (2) 内容 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成22年3月1日から平成27年2月28日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

- (5) 入札方法 (1)の件名について、総合評価一般競争入札を行うので、総合評価のための提案書(以下「提案書」という。)及び入札書を指定した期日に提出すること。必要書類の種類及び部数については、入札説明書による。入札金額は、システムの賃貸借及び保守委託業務に係る一切の諸経費を含めた額とし、システムの一月当たりの賃貸借料及び保守委託料に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号及び第4号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約(システムの賃貸借を除く。)の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約(システムの賃貸借を除く。)に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合



<p>(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 平成21年宮崎県告示第 234号に規定する資格を有する者で、業種が「サービス（役務の提供）に関する業種」のうち、営業種目が電算業務で、種目が電算処理（システム開発を含む。）又はその他であること。</p> <p>(2) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第9条に規定する指名停止を受けていない者であること。</p> <p>(3) 手形交換所における取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事更正法（平成11年法律第 225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、宮崎県の一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加に係る随時の審査に基づく認定を受けている者であること。</p> <p>(5) 民事執行法（昭和54年法律第 4号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。</p> <p>(6) 過去において、当該業務に類似する業務を国又は地方公共団体から受注した実績があること。</p> <p>(7) 物品の設置場所において、当該物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンス体制が確立されていること。</p> <p>(8) 納入する物品を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。</p> <p>(9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。</p> <p>4 入札参加資格等の審査</p> <p>入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に入札説明書に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110</p> <p>(2) 提出期間 平成21年 7 月 7 日（火）から平成21年 7 月22日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）</p> <p>(3) 提出方法 持参又は郵送（郵便にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。</p> <p>(4) 審査結果の通知 入札参加資格の審査結果は、平成21年 7 月 30日（木）までに通知する。</p> <p>(5) その他 資格審査を受けるために書類を提出した者は、提出した書類に説明を求められたときは、これに応じなければならない。また、提出した書類は返却しない。</p> <p>5 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎警察本部警務部会計課用度係</p>	<p>(2) 日時 平成21年 6 月25日から平成21年 8 月 3 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）</p> <p>6 入札説明書及び仕様書の交付</p> <p>(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>(2) 期間 平成21年 6 月25日から平成21年 7 月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）</p> <p>7 入札説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102会議室</p> <p>(2) 日時 平成21年 7 月 7 日（火）午後 2 時</p> <p>8 入札書及び提案書の提出場所、提出日時及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県警察本部 1 階 102会議室</p> <p>(2) 提出日時 平成21年 8 月 4 日（火）午後 2 時</p> <p>(3) 提出方法 持参又は郵送（郵便にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。なお、郵送する場合には、8 月 3 日（月）午後 5 時必着とする。</p> <p>9 入札保証金</p> <p>入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100条の規定による。</p> <p>10 入札の無効に関する事項</p> <p>宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。</p> <p>11 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出し、システムの賃貸借料及び保守委託料の予定価格に 105分の 100を乗じて得た額の範囲内の価格をもって入札した者であつて、入札説明書で定める総合評価の方法をもって価格その他の条件が宮崎県にとって最も有利な者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、入札説明書で定める総合評価の方法をもって価格その他の条件が宮崎県にとって次に有利な申込みをした者を落札者とする。</p> <p>(2) 提出された提案書は、別表の総合評価落札決定基準に示す各項目の加点の上限の範囲内で、提案内容の評価に応じて加点（以下「評価点」という。）を与えるものとする。</p> <p>(3) 入札価格については、賃貸借料及び保守委託料の合計額を次の式により換算し、入札価格に対する点数（以下「価格点」という。）を与えるものとする。</p> $\text{価格点} = (1 - \text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格}) \times 100$ <p>(4) 評価点及び価格点の合計点数（以下「評価数値」という。）が最も高いものを落札予定者とする。</p> <p>(5) 評価数値が同点の場合は、価格点の高い者を落札予定者とする。また、評価数値が同点で、かつ、評価点及び価格点のいずれも同点の場合は、くじ引きとする。</p> <p>(6) 落札者については、入札日以降に実施する総合評価一般競争入札審査委員会において、学識経験者の意見聴取を行った上で決定するものとする。</p> <p>12 契約に関する事務を担当する部局</p> <p>宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110</p> <p>13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨</p>
--	--

## 14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機構 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

## 15 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Lease Contract Miyazaki Prefecture Police System of Communication Command, 1set includes maintenance
- (2) Time limit for tender: 2:00 p.m. 4 Aug, 2009
- (3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110

別表

総合評価落札者決定基準

1 提案書採点 (配点150点～評価点 A)

評価項目	評価テーマ	配点	評価基準	配点	判定のポイント
システム全般に係るシステム設計の手順・考え方について。	安定で信頼性に優れたシステム構築ができるかどうか、システム構築における基本コンセプトや設計手順・構築体制など設計計画を評価する。	39	システムの開発・構築の手順や体制が、宮崎県警察のシステム開発委託内容に十分に適合しているか。	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム更新の目的を十分に理解した設計計画が立案され、システム全般に共通する優れた提案がある。</li> <li>・システム構築に必要な十分な、開発体制の提案がある。</li> <li>・システム構築の手順やスケジュールが、無理の無い工程で提案されている。</li> <li>・機密情報の取り扱いについて、必要なことが十分に考慮され、優れた提案がある。</li> </ul>
			システムの更新計画にともなう構築手順について、有効かつ具体的な提案があるか。	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム切替中の運用方法について優れた提案がある。</li> <li>・システム切替の手順について優れた提案がある。</li> <li>・システムの業務連携や機能継承、新旧システムの切り替え計画の検証手順について優れた提案がある。</li> <li>・システム切替のスケジュールが明確であり、優れた提案がある。</li> <li>・国費システムとの接続について優れた提案がある。</li> <li>・国費システムの更新整備計画に対する優れた提案がある。</li> </ul>
			現システムのデータ移行について、具体的な提案があるか。	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移行すべきデータについて、各システムごと具体的な移行計画が提案されている。</li> </ul>
			継承機器との接続について具体的な提案があるか。	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継承機器との接続について、各機器ごとに具体的な連結計画がされているか。</li> </ul>
	運用性やシステムの信頼性が考慮されているかどうか、また、宮崎県警察が望むシステム構成になっているかどうかを評価する。	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>各システム装置及び機能が最適な構成になっているか。</li> <li>システムを取り巻く環境を考慮して稼働を継続するための提案があるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2.5</li> <li>1.5</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の効率向上を目指したシステム構成であり、優れた提案がある。</li> <li>・関連システムとの連携について優れた提案がある。</li> <li>・運用条件の変更に対応する優れた提案がある。</li> </ul>
110番情報管理システムの機能に関して、具体的かつわかりやすい有効な提案があること。		23.5	マスターデータの管理に有効な提案があるか。	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスターデータの更新や管理手法について優れた提案がある。</li> </ul>
			事案データの管理・検索について有効な提案があるか。	3.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事案データの蓄積や検索について優れた提案がある。</li> <li>・過去の事案検索について優れた提案がある。</li> <li>・各システム間における事案データの送受信管理について優れた提案がある。</li> </ul>
			事案情報の入力について有効な提案があるか。	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・液晶タブレットにおける事案入力について優れた提案がある。</li> <li>・事案情報の入力を軽減できる優れた提案がある。</li> <li>・液晶タブレットの特性を活かした</li> </ul>

評価項目	評価テーマ	評価基準		判定のポイント	
		配点	配点		
システムの機能について				提案がある。	
		指揮支援機能について有益な提案があるか。	1	・ 事案情報の表示機能について優れた提案がある。	
		国費システムのバックアップ機能やデータ送出機能および統計情報に関する有益な提案があるか。	4.5	・ システム障害時の対策機能について優れた提案がある。 ・ 各構成システムへの事案等情報の送受信機能について優れた提案がある。 ・ 統計情報の編集機能及び印刷機能について優れた提案がある。	
		警察署において、各サブシステムとの連携や本部一署間での機能連携について事案送信や画像送信など有益な提案があること。	4.5	・ 事案情報等の送受信、表示、印刷機能について優れた提案がある。 ・ 事案に関する付加情報の送受信機能について優れた提案がある。	
	地図情報システムの機能に関して、具体的かつわかりやすい有効な提案があること。	23.5	地図データベースについて有効な提案があること。	3.5	・ 取り扱う地図の種類や管理方法について優れた提案がある。 ・ 地図上に付加するポインティング情報の種類や内容について優れた提案がある。
	検索機能について有効な提案があること。		5.5	・ 地図検索用に構築するデータについて優れた提案がある。 ・ 検索機能が運用に適しており、優れた提案がある。	
	地図データのメンテナンス機能について有効な提案があること。		2.5	・ ユーザーにて作業できる地図データのメンテナンス機能について優れた提案がある。 ・ メンテナンスデータの管理・取り扱い方法について優れた提案がある。	
	地図の表示制御について有効な提案があること。		4	・ 地図の切り替えについて優れた提案がある。 ・ 拡大縮小等の地図制御について運用効果に優れた提案がある。	
	各種の地図関連情報表示機能に有効な提案があること。		4	・ わかりやすく地図を読むための補足情報や、目標物の関連情報について優れた提案がある。	
	地図の表示方法について有効な提案があること。		2.5	・ 運用効果の高い地図表示について優れた提案がある。 ・ システム間連動による地図表示に優れた提案がある。	
	印刷機能について有効な提案があること。		1.5	・ 運用効果の高い優れた提案がある。	
	緊急配備指揮システムの機能に関して、具体的かつわかりやすい有効な提案があること。		8	逃走シミュレーションや緊配発令に有効な提案があること。	8
	緊急配備指揮支援システムの機能に関して、具体的かつわかりやすい有効な提案があること。	9	路上装置の機能について有効な提案があること。	4	・ 路上装置の稼働維持について優れた提案がある。 ・ 路上装置の認識機能について優れた提案がある。
登録表示機能について有効な提案があること。			5	・ 車両ナンバーデータの登録管理、ヒット通知機能について優れた提案がある。 ・ 車両ナンバーの検索機能について優れた提案がある。	

評価項目	評価テーマ	評価基準		判定のポイント	
		配点	配点		
	無線自動車動態管理システムの機能提案に関して、具体的かつわかりやすい有効な提案があること。	8.5	動態情報表示機能について有効な提案があること。	4.5	・車両データの蓄積管理、表示機能について優れた提案があること。 ・システム操作を軽減するための優れた提案があること。
			車載端末の機能について有効な提案があること。	4	・事案情報等の送受信機能について優れた提案がある。 ・データ管理やセキュリティー機能について優れた提案がある。
	大型表示システムの機能に関して、具体的かつわかりやすい有効な提案があること。	4.5	表示制御方法や、各種操作方法に関する有効な提案があること。	4.5	マルチ画面表示について優れた提案がある。
	録音システムの機能に関して、具体的かつわかりやすい有効な提案があること。	1	仕様書に記載されている機能に対し、具体的に検討し、有効な提案があるか。	1	録音システムについて優れた提案がある。
	周辺システムの機能に関して、具体的かつわかりやすい有効な提案があること。	1	仕様書に記載されている機能に対し、具体的に検討し、有効な提案があるか。	1	周辺システムについて優れた提案がある。
	ネットワークシステムの機能に関して、具体的かつわかりやすい有効な提案があること。	1	仕様書に記載されている機能に対し、具体的に検討し、有効な提案があるか。	1	ネットワークシステムについて優れた提案がある。
システム保守	システムの保守に関し、信頼性、将来性が考慮されているか評価する。	17	ハードウェア保守に有効な提案があるか。	8.5	・ハードウェア保守に関する体制や業務が適切な内容になっており、優れた提案がある。
			ソフトウェア保守に有効な提案があるか。	5.5	・ソフトウェア（システム機能）の維持・向上に関する優れた提案がある。
			データ保守に有効な提案があるか。	3	・データ保守について優れた提案がある。
将来性、対費用効果	宮崎県警察にとって、将来性、費用対効果等を考慮した有効な提案があること。	15	宮崎県警察にとって、将来性、費用対効果等を考慮した有効な提案があること。	10	宮崎県警察にとって、将来性、費用対効果等を考慮した優れた提案がある。

採 点 結 果 点

2 プレゼンテーション採点（配点50点～評価点B）

評価項目	評価テーマ	評価基準		判定のポイント	
		配点	配点		
プレゼンテーション	宮崎県警察の運用に適した有効な機能について、システム単位にポイントをわかりやすく提案されていること。	50	110番情報管理システム機能に対し、具体的に検討し、有効な提案があること。	10	110番情報管理システム機能に関して優れた提案があること。
			地図情報システム機能に対し、具体的に検討し、有効な提案があること。	10	地図情報システム機能について優れた提案があること。
			緊急配備指揮システム機能に対し、具体的に検討し、有効な提案があること。	3	緊急配備指揮システム機能について優れた提案があること。
			緊急配備指揮支援システム機能に対し、具体的に検討し、有効な提案があること。	8	緊急配備指揮支援システム機能について優れた提案があること。
			無線自動車動態管理システム機能に対し、具体的に検討し、有効な提案があること。	6	無線自動車動態管理システム機能について優れた提案があること。
			大型表示システム機能に対し、具体的に検討し、有効な提案があること。	3	大型表示システム機能について優れた提案があること。
			その他全体システムを通して、有効な提案があること。	10	その他全体を通して、優れた提案があること。



採 点 結 果

点

## 3 入札価格採点 (配点100点～価格点C)

$$\text{価格点} = (1 - \text{入札価格} \times 1.05 \div \text{予定価格}) \times 100$$

入札価格 (システム価格 + 保守価格)		価格点	
システム価格			点
保守価格			
計	0		

## 採点結果合計 (評価数値～配点合計300点)

$$\text{評価数値} = \text{評価点 (A + B)} + \text{価格点 (C)}$$

評価数値

点

公安委員会規則

警備業法第17条の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月25日

宮崎県公安委員会委員長 田代知代

宮崎県公安委員会規則第12号

警備業法第17条の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則

警備業法第17条の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則（昭和47年宮崎県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 警備業者及び警備員は、<u>警備業務を行うに当たっては、次に掲げるものを携帯してはならない。</u></p> <p>(1) <u>金属製の楯</u></p> <p>(2) <u>鉄棒その他の身体に重大な害を加えるおそれのあるもの。ただし、警戒棒（長さ60センチメートル以下、直径3センチメートル以下及び重さ320グラム以下の円棒をいう。以下同じ。）警戒杖（長さ90センチメートル超130センチメートル以下の円棒（白樫若しくはこれより強度の低い木材若しくは強化プラスチックを主たる材質とする直径2.8センチメートル以下のもの又はアルミ合金を主たる材質とする先筒部分の直径2.8センチメートル以下及び厚さ0.2センチメートル以下の2段式若しくは3段式のものに限る。）をいう。以下同じ。）及び非金属製の楯（縦50センチメートル以下、横30センチメートル以下及び厚さ1.8センチメートル以下のもの（楯の正面の像が長辺50センチメートル及び短辺30センチメートルの長方形の内部におさまるものであって、厚さ1.8センチメートル以下のものを含む。）に限る。以下同じ。）を除く。</u></p>	<p><u>（護身用具の制限）</u></p> <p>第1条 警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たり携帯してはならない護身用具は、次に掲げる護身用具（鋭利な部位がないものに限る。）以外のものとする。</p> <p>(1) <u>警戒棒（その形状が円棒であって、長さが30センチメートルを超え90センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第1の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>警戒じょう（その形状が円棒であって、長さが90センチメートルを超え130センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第2の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）</u></p> <p>(3) <u>刺股</u></p> <p>(4) <u>非金属製の楯</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの</u></p> <p><u>（警戒棒等の携帯の禁止）</u></p>
<p>第2条 警備業者及び警備員は、部隊を編成するなど集団の力を用いて警備業務を行う場合においては、警戒棒及び警戒杖を携帯してはならない。ただし、競馬場等の公営競技場において警備業務を行う場合において警戒棒を携帯するときは、この限りでない。</p>	<p>第2条 警備業者及び警備員は、部隊を編成するなど集団の力を用いて警備業務を行う場合は、警戒棒及び警戒じょうを携帯してはならない。ただし、競輪場等の公営競技場において警備業務を行う場合において警戒棒を携帯するときは、この限りでない。</p> <p><u>（警戒じょうの携帯の禁止）</u></p>
<p>第3条 警備業者及び警備員は、前条に定める場合のほか、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、警戒杖を携帯してはならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）<u>第1条第1項に規定する施設警備業務。ただし、警察官が現に警戒を行っている施設のうち次に掲げるものにおいて行われるものに限る。</u></p> <p>ア～エ [略]</p>	<p>第3条 警備業者及び警備員は、前条に定める場合のほか、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合は、警戒じょうを携帯してはならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）<u>第1条第2号に規定する施設警備業務（警察官が現に警戒を行っている施設のうち次に掲げるものにおいて行われるものに限る。）</u></p> <p>ア～エ [略]</p>

オ 石油備蓄基地その他の石油関係施設、火力発電所その他の電力関係施設、ガス製造所その他のガス関係施設、浄水場その他の水道関係施設、鉄道、航空その他の交通の安全の確保のための業務が行われている施設その他これらの施設に準ずる施設であって、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に多数の者の生活に著しい支障が生じるおそれのあるもの

カ 火薬、毒物又は劇物の製造又は貯蔵に係る施設その他これに準ずる施設であって、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に当該施設内又は当該施設の周辺の人の生命又は身体に著しい危険が生じるおそれのあるもの

(3) 規則第1条第1項に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務及び貴重品運搬警備業務

第4条 警備業者及び警備員は、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、非金属製の楯を携帯してはならない。

(1) 前条各号に掲げる警備業務

(2) 前号に掲げるもののほか、規則第1条第1項に規定する施設警備業務(深夜(午前0時から日の出までをいう。))において行われるものに限る。)

オ 石油備蓄基地その他の石油関係施設、火力発電所その他の電力関係施設、ガス製造所その他のガス関係施設、浄水所その他の水道関係施設、鉄道、航空その他の交通の安全の確保のための業務が行われている施設その他これらに準ずる施設であって、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に多数の者の生活に著しい支障が生じるおそれのあるもの

カ 火薬、毒物又は劇物の製造又は貯蔵に係る施設その他これに準ずる施設であって、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に当該施設内の周辺の人の生命又は身体に著しい危険が生じるおそれのあるもの

(3) 規則第1条第5号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務及び同条第6号に規定する貴重品運搬警備業務

別表第1(第1条関係)

長 さ	重 量
30センチメートルを超え40センチメートル以下	160グラム以下
40センチメートルを超え50センチメートル以下	220グラム以下
50センチメートルを超え60センチメートル以下	280グラム以下
60センチメートルを超え70センチメートル以下	340グラム以下
70センチメートルを超え80センチメートル以下	400グラム以下
80センチメートルを超え90センチメートル以下	460グラム以下

別表第2(第1条関係)

長 さ	重 量
90センチメートルを超え100センチメートル以下	510グラム以下
100センチメートルを超え110センチメートル以下	570グラム以下
110センチメートルを超え120センチメートル以下	630グラム以下
120センチメートルを超え130センチメートル以下	690グラム以下

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に警備業法第17条第2項の規定による届出をして警備業者及び警備員の携帯の用に供されている警戒棒又は警戒じょう(この規則による改正後の警備業法第17条の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則(以下「新規則」という。))第1条第1号及び第2号に掲げるものを除く。)については、この規則の施行の日から起算して10年間は、新規則第1条の規定にかかわらず、警備業者及び警備員はこれらを携帯することができる。

公安委員会告示

宮崎県公安委員会告示第64号

宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例(平成4年宮崎県条例第37号)第8条第2項の規定により、次のと

おり特別遊泳場を指定する。

平成21年6月25日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

海水浴場等の 名 称	所 在 地	指 定 期 間
青島海水浴場	宮崎市青島2丁目 699 番地1先	平成21年7月4日から 同年8月31日まで
白浜海水浴場	宮崎市大字折生迫1707 番地先	平成21年7月4日から 同年8月31日まで
富士海水浴場	日南市大字富士字金ヶ 脇	平成21年7月5日から 同年8月31日まで
大堂津海水浴 場	日南市大堂津大堂津海 浜	平成21年7月4日から 同年8月31日まで
栄松ビーチ	日南市南郷町中村字小 田平乙4149番地ほか	平成21年6月27日から 同年8月31日まで